



**Q10**

**1人1台端末を活用するポイントは、どのようなものですか。**



**A** 音楽を聴覚のみではなく、視覚や触覚など、他の感覚と関連付けて捉えることができるようにすることは、学習を深めることに有効であると考えられます。学習を深めることに有効に働くためには、教師の活用の仕方や生徒への活用のさせ方について工夫することが大切です。また、主体的に学習に取り組むことができるようにするためには、生徒がコンピュータや教育機器を、音楽活動や学習を補助する役割をもつものとして有効に活用できるようにすることが大切です。

「各教科等の指導におけるICTの効果的な活用について（文部科学省 令和2年9月）」では、「学習指導要領に基づき、資質・能力の3つの柱をバランスよく育成するため、子供や学校等の実態に応じ、各教科等の特質や学習過程を踏まえて、教材・教具や学習ツールの一つとしてICTを積極的に活用し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につなげることが重要である」と示されています。

また、中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 音楽編 p.102 には、以下のように示されています。

エ 生徒が様々な感覚を関連付けて音楽への理解を深めたり、主体的に学習に取り組んだりすることができるようにするため、コンピュータや教育機器を効果的に活用できるよう指導を工夫すること。

1人1台端末の活用については、ソフトウェアやアプリなどを活用することも効果的ですが、ここでは、以下に示した1人1台端末そのものの主な機能を活用することをポイントに、2つの視点に沿って示します。



再生機能



カメラ機能



録音、録画機能



提示、画面共有機能

参考

- ⇒各教科等の指導におけるICTの活用について【概要】(mext.go.jp)
- ⇒「1人1台端末の活用 アイデア集」(佐賀県教育センター)



**資質・能力の視点で考える**

音楽科で育成を目指す資質・能力（音楽科の目標）について、「知識及び技能」，「思考力，判断力，表現力等」の視点で考えた例を示します。

◆音楽科で育成を目指す資質・能力

表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、**生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力**

【中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 音楽編 p.9】

「知識及び技能」の習得の場面で



- ・ 範唱，範奏，パート別，伴奏，鑑賞の教材曲など学習活動に必要な音源データを共有し，生徒の学習状況に応じて，生徒自身がいつでも再生できるようにするために活用する。
- ・ 生徒自身の歌唱や演奏を録音，録画し，課題を可視化するために活用する。
- ・ 録音，録画した音源データを他のパートと共有し，他者と合わせて歌ったり，演奏したりする活動のために活用する。
- ・ 生徒自身が作った作品を記録したり，演奏したりするために活用する。

など

創意工夫を生かした表現で歌う（演奏）するために，必要な発声（奏法），身体の使い方などができているかな？

自分の思いや意図が歌唱（器楽）で表現できているかな？



「思考力，判断力，表現力等」の育成の場面で



- ・ 様々な音楽活動における音楽表現の創意工夫をする場面で，録音，録画したデータを基に，生徒自身の思いや意図を深めたり新たにしたりするために活用する。
- ・ 録音，録画したデータを，他者と共有したり比較したりして意見交流し，生徒自身の演奏や作品をよりよい音楽表現へ創意工夫するために活用する。
- ・ 鑑賞の学習活動で，学習課題に迫るために，生徒自身のペースで何度も聴くなど，音楽を自分なりに考え，批評するなどの活動のために活用する。

など

この音のつながり方や重ね方はどんな音楽になるのかな？

音色や速度を変えた演奏を録音して，聴き比べてみようかな？

この音楽の特徴を異なる演奏家の演奏で聴き比べて考えてみよう



これまでCDを用いて行っていたことやボイスレコーダーに録音したり，ビデオカメラに録画したりして行っていたことなどが，1人1台端末で完結できるイメージで考えるとよいでしょう。このような活用の利点として，生徒が自身の学習状況に応じて，音楽を聴いたり音楽で確認したりできることです。さらに，電子黒板などで生徒の演奏や作品を提示したり，クラウドなどを介して共有したりすることで，個人の学びを全体へつなげることも容易になります。

「学びに向かう力、人間性等」の涵養については具体例を示していませんが，1人1台端末いわゆるICTを効果的に活用しながら学習活動を展開することで，音楽を愛好する心情を育むとともに，音楽に対する感性を豊かにし，音楽に親しんでいく態度を養い，豊かな情操を培うことにつながっていきます。





## 「主体的・対話的で深い学び」の授業改善の視点で考える

音楽科の授業における1人1台端末の活用について、「主体的・対話的で深い学び」の授業改善の視点で考えることは、「音楽活動が充実するために」という目的でもあります。1人1台端末を活用するねらいや目的を明確にすることは、効果的に活用する第1歩となります。

## 「主体的な学び」の場面で



学習管理ツール



- ・一斉学習の場面で、学習の見通しをもたせるために、課題の提示や楽譜の拡大掲示などに、電子黒板やプレゼンテーションツールなどを活用する。
- ・1単位時間の授業や題材の終末などの学びを振り返る場面で、生徒の課題や学びの定着を把握するために、回答機能などを活用する。
- ・学びのつながりを意識させる場面で、学びの記録として活用する。また、他学年や過去の作品などを見たり聴いたりできるフォルダを作成し、必要に応じて活用できる環境を整える。

など

## 「対話的な学び」の場面で



- ・対話の対象（他者との対話、音楽との対話、先哲の考えとの対話など）を広げるために、1人1台端末で録音、録画したものなどを活用する。
- ・音楽を比較して聴いたり、何度も聴き直したりするなど、音や音楽で確認することを通して、自分の考えや他者の考えを共有したり比較したりして、自身の学びの広がりや深まりを自覚できるようにするために活用する。

など

## 「深い学び」の場面で



- ・電子黒板やプロジェクターなどで見たり同時に音楽を聴いたりしながら、生徒自身が音楽のよさや美しさに気付き、自分にとっての音楽の意味や価値は何かなどの価値判断ができるようにするために活用する。
- ・1人1台端末などのICT機器を活用して、生徒が「音楽的な見方・考え方」を働かせることができるような学習環境を整える。

など

1人1台端末そのものの機能の活用でも、十分効果的な活用が期待できます。領域・分野ごとの活用例から分かるように、1人1台端末を、教師が指導のツールとして活用するのではなく、生徒が学習のツールとして活用できるようにしていくことが大切です。

創作の学習における活用については、1人1台端末そのものの機能の活用に加え、ソフトやアプリなどを活用することで、つくった音楽を容易に再生したり保存したりすることが可能になります。また、技能の習得が不十分だったり、楽譜の読み書きが苦手だったりする生徒も主体的に学習に取り組むことができるようになります。

その際、留意しなければならないことは、本来創作する過程を「試行錯誤」する学習が、1人1台端末の操作を「試行錯誤」する学習にならないように配慮することです。また、1人1台端末の活用によって個別の学習に終始してしまうことがないように、活用の場面を精選することです。生徒がペアやグループで意見交流をしたり、クラス全体で一つの画面を見たり同時に音楽を聴いたりすることができるように、生徒の学習状況を見極めて手立てをとることです。



## 参考

⇒はじめに：音楽科の学習における「主体的・対話的で深い学び」とは、どのようなものですか。

## A plus



音楽科の学習において、自己や他者の著作物及びそれらの著作者の創造性を尊重する態度の形成を図ることはとても大切なことです。1人1台端末を活用する際には、情報や著作物の取り扱いについて十分に配慮する必要があります。

このことについて、中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 音楽編 p.104 では、以下のよう示されています。

カ 自己や他者の著作物及びそれらの著作者の創造性を尊重する態度の形成を図るとともに、必要に応じて、音楽に関する知的財産権について触れるようにすること。またこうした態度の形成が、音楽文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるよう配慮すること。

GIGAスクール構想の実現により、生徒へ1人1台端末が配付され、情報を容易に検索・活用したり、音源・画像等を自由に視聴したりすることが可能になりました。インターネットを通じて配信されている音楽についても、著作権が存在するという事についての認識が十分でない現状も見られるため、留意する必要があります。指導に当たっては、授業の中で表現したり鑑賞したりする多くの曲について、それを創作した著作者がいることや著作物であること、この著作物が知的財産であること、その知的財産を教材として活用することで、表現や鑑賞の幅広い活動が行うことができることなどを生徒が意識できるようにし、必要に応じて音楽に関する知的財産権に触れることが大切です。このことが、著作物や著作者の創造性を尊重する態度を形成することにつながり、音楽文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解にもつながっていきます。

【中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 音楽編 pp.104-105 を基に作成】

各学校において、情報に関する環境は様々です。各自治体の運用マニュアルやルールに沿って、管理職や教育情報化推進リーダーと密に連携を図りながら、1人1台端末を活用しましょう。

